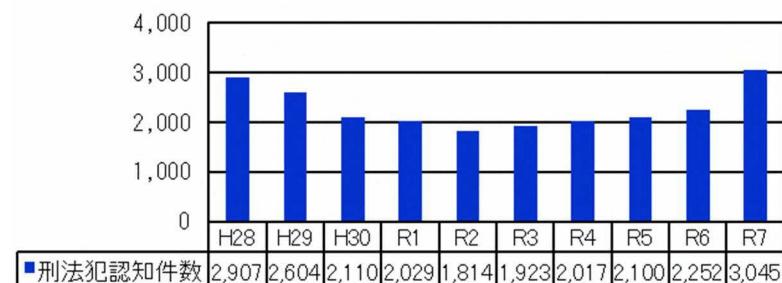


令和7年政策評価報告書

1 重点目標(担当部署)
総合的な犯罪抑止対策の推進(生活安全部、警備部、警務部)
2 推進項目に対する評価方法
A 関係法令に基づく検挙措置、警告・禁止命令等の行政措置、関係機関との連携による支援措置等、被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応の推進状況により評価する。 B 産学官の連携等によるサイバーセキュリティ対策、サイバー犯罪の取締り及びサイバー攻撃対策の推進状況により評価する。 C 警察官による「顔の見える」活動、地域における問題解決活動、各種犯罪抑止対策の推進状況、通信指令技能の向上及び現場措置能力の強化に向けた施策により評価する。 D 防犯ボランティア等関係機関・団体と協働した活動等による地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、通学路安全対策状況、被害発生状況に応じた特殊詐欺等被害防止、水際阻止対策、犯罪実行者募集情報(闇バイト)への加担防止対策の推進状況により評価する。 E 児童の性被害に係る対策の推進状況、非行少年に係る適正な事件捜査等の推進状況、少年に対する大麻等薬物乱用防止対策の推進状況により評価する。
3 評価結果(2の項目に対応して「A」に対する結果を「a」と記載。「B」以下も同じ。)
a ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案への対応に当たっては、積極的な検挙措置及び行政措置を講じるとともに、女性相談支援センター等の関係機関と連携した被害者等の支援措置を執るなど、組織的な対応で被害者等の安全確保を最優先とした取組を推進し、被害の未然防止・拡大防止を図った。 b インターネット空間を悪用した犯罪が脅威となる中、令和7年中は、不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺等のサイバー犯罪を87件検挙するとともに、警察職員に対し、民間事業者におけるフィッシング対策、解析技術等の各種サイバー研修の実施と、情報通信技術に関する資格取得、警察大学校等における専門的な教養の受講、より上位のサイバー対処能力検定取得を促進し、県警察全体の対処能力の向上を図った。また、産学官相互の連携・協働の更なる深化を進め、産学官21団体で構成する「鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク」の総会開催、意見交換、部外講師を招致しての講演会などを実施し、サイバー空間の脅威への社会的対処能力の向上を図るとともに、SNS等の多様な媒体を活用し、サイバー犯罪の被害防止等に関する分かりやすい広報を県民一般に幅広く情報発信することによって、脅威の低減を図った。 c 地域警察活動である巡回連絡、警ら等において、地域における問題解決活動、各種犯罪抑止対策を推進し、また、通信指令・無線通話技能競技会、隣接県との広域緊急配備訓練等を通じて無線通話技能の向上及び事態対処能力の向上を図った。特に、警察本部員による警察署員に対する職務質問の同行指導等による犯罪の検挙・未然防止活動、多発する山岳遭難事案に対する関係機関と連携した救助対応、広報活動による未然防止により県民の安全と平穏を確保した。 d 刑法犯認知件数は、自転車盗や詐欺等の増加から、3,045件と前年と比べて急増となった。(前年対比+793件) 特殊詐欺被害は、被害件数138件、被害額約4億1,725万円、SNS型投資・ロマンス詐欺被害は、被害件数112件、被害額約6億5,686万円といずれも過去最多で極めて厳しい状況であるところ、金融機関・コンビニエンスストア等と協働した声かけや、各種広報媒体を利用した啓発を図り被害防止施策を推進した。 e 関係機関と連携し、SNS等を利用した被害・加害の防止対策に取り組み、児童の性被害を認知した際は、関係部署と連携して被害児童の救出及び再被害防止を図った。また、大麻等の薬物乱用防止の広報啓発活動の推進、少年による非行事案を認知した際の適正捜査を推進した。
4 今後の課題
刑法犯認知件数は、平成16年以降令和2年まで17年連続して減少していたものの、令和3年からは5年連続で増加している。 依然として、万引きや自転車盗の被害割合が高いことから、スーパーマーケットや学校等と連携し、規範意識の向上や鍵掛けの徹底などについて、粘り強く啓発していく必要がある。 令和7年中の詐欺被害は、警察官をかたる詐欺や副業名目の詐欺、SNS型投資詐欺が急増し、若年層から高齢者まで幅広い世代が被害者になる傾向や、インターネットバンキングを利用した被害の増加が確認された。このため、これまで実施してきた街頭広報や防犯講習等に加え、テレビ、SNS広告等あらゆる広報媒体を活用し、ターゲット層を絞った被害防止啓発をさらに拡充していく必要がある。 情報通信技術の発展が社会に便益をもたらす反面、SNS型投資・ロマンス詐欺等のインターネット空間を悪用した新たな脅威が絶えず出現し、深刻な情勢が継続していることから、引き続き県警察全体の対処能力を強化し、取締りを推進するとともに、産学官が連携した取組を推進し、サイバー犯罪の被害防止広報等があらゆる世代の県民に届くよう、対象に応じたSNS等の適切な媒体の選定や表現の工夫等を重ねながら、より分かりやすい広報に取り組む必要がある。

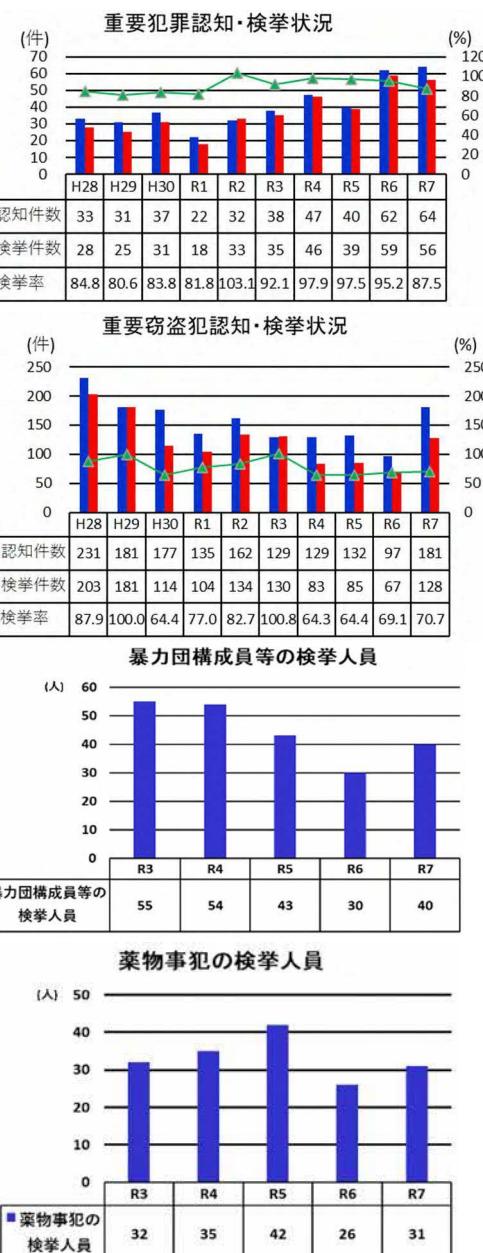
刑法犯認知件数の推移

単位:件

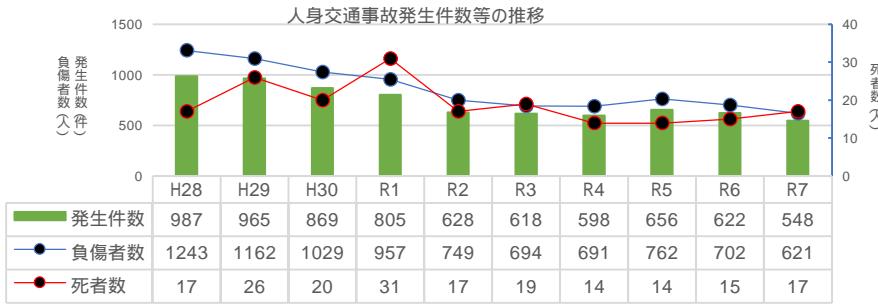
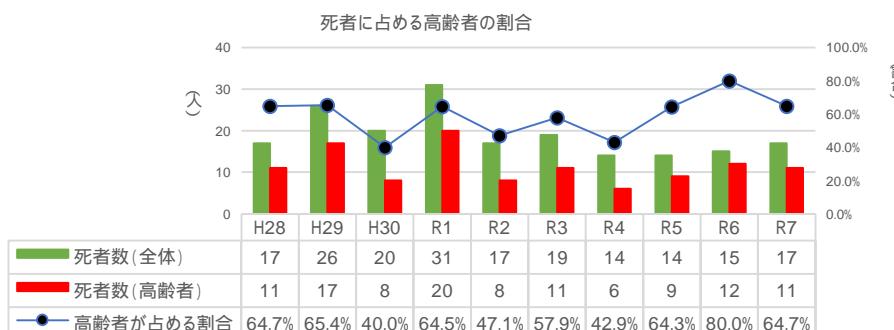


令和7年政策評価報告書

1 重点目標(担当部署)
重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進(刑事部)
2 推進項目に対する評価方法
A 刑事司法制度への適切な対応、緻密で適正な捜査等を推進するための各種専科・教養の実施など各種施策の取組状況及び捜査手法の高度化に向けた取組の推進状況により評価する。 B 犯罪の中でも悪質性が高く、県民の体感治安に大きく影響する重要犯罪、重要窃盗犯、重要知能犯等に捜査の重点を置き、個別事件の検挙状況等により評価する。 C 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害総額、特殊詐欺等の検挙件数及び検挙人員等により評価する。 D 暴力団構成員等の数及び匿名・流動型犯罪グループ、暴力団構成員等の検挙状況、暴力団排除活動の推進状況、薬物・銃器事犯の検挙・押収状況、来日外国人犯罪等を助長する犯罪インフラ事犯の検挙、組織的犯罪処罰法等の検挙及び犯罪収益等の剥奪状況により評価する。
3 評価結果(2の項目に対応して「A」に対する結果を「a」と記載。「B」以下も同じ。)
a 刑法及び刑事訴訟法の改正等司法を取り巻く様々な環境の変化へ適切に対応すべく、捜査員の取調べ技術の高度化や手続の習熟を図るため、各種専科等を通じた教養や継続的な執務資料の発出などの取組を推進した。 b 体感治安に大きく影響する重要犯罪は、発生時の迅速・的確な初動捜査と客観証拠の収集により、殺人未遂事件、強盗致傷事件、現住建造物等放火未遂事件、未成年者誘拐事件、不同意性交等事件を検挙するなど、重要犯罪に重点を置いた検挙活動の効果が現れたものと認められる。 重要窃盗犯は、鑑識活動、防犯カメラ画像等の客観証拠資料の収集分析等により、近年増加している組織的窃盗・盗品流通事案において埼玉県警察外6県警察と合・共同捜査を実施し、カンボジア人グループによる太陽光発電施設等を対象とした広域窃盗事件を検挙するなど、効果的な捜査を推進した。 重要知能犯は、参議院議員通常選挙における公職選挙法違反事件を複数検挙するなど、選挙の公正確保に寄与した。 c 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は拡大し、過去最多の認知件数及び被害額となったが、特殊詐欺連合捜査班(TAIT)を活用した迅速かつ効果的な捜査の推進や、「だまされた振り作戦」の成功により、現金回収役被疑者を多数検挙したほか、海外拠点における特殊詐欺の架電役被疑者やそのリクルーターを検挙した。また、県内の全金融機関と連携協定を締結し、非対面取引への対応強化、不正利用口座情報等の迅速な共有など、特殊詐欺等の被害防止及び事件検挙に向けた連携体制を構築した。 d 六代目山口組と神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等の指定期限の延長に伴い、警戒を徹底するなどして対立抗争事件の封圧を図った。 暴力団構成員等による事件を多数検挙するなど、暴力団に対する取締りを推進した。 金融業や建設業等の各種事業、取引から暴力団を排除するため、業界団体等と連携した暴力団排除対策を推進した。 匿名・流動型犯罪グループに関する情報収集とその分析を進め、同グループの実態解明を図った。また、同グループが関与すると見られる事件を多数検挙し、同グループの取締りを推進した。 若年層による違法薬物所持被疑者を多数検挙するなど、薬物の末端乱用者に対する取締りを推進するとともに、突き上げ捜査を展開して薬物密売組織を摘発し、没収保全命令により薬物犯罪収益の剥奪に成功した。また、組織的犯罪処罰法等を積極的に適用し、不正口座売買等、犯罪インフラ事犯を多数検挙した。
4 今後の課題
匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的な強盗・窃盗等が治安対策上の重大な脅威となっていることから、同グループの壊滅に向けて、同グループの実態解明や戦略的な取締りを一層強力に推進する必要がある。 六代目山口組と神戸山口組は、依然として対立抗争の状態にあることから、引き続き、その動向に関する情報収集に努めるほか、警戒活動を徹底して抗争事件を封圧するとともに、集中取締りや暴力団排除活動の推進により暴力団の弱体化、壊滅に向けた取組を一層推進する必要がある。



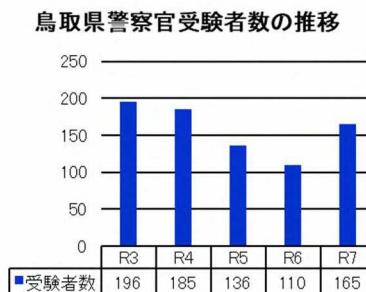
令和7年政策評価報告書

1 重点目標(担当部署)																																													
交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進(交通部)																																													
2 推進項目に対する評価方法																																													
A 交通事故死者抑止目標数を16人以下とし可能な限りゼロに近づけるため、高齢者対策、交通事故抑止に資する交通指導取締り、飲酒運転根絶対策、自転車等小型モビリティ対策、高速道路等の安全と円滑の確保など、交通情勢を踏まえた交通事故抑止対策の推進状況及び交通事故発生状況により評価する。 B 迅速かつ的確な捜査によるひき逃げ事件、危険運転致死傷事件、妨害運転等の検挙、交通実態に即した交通規制の実施、悪質・危険な運転者を排除するための行政処分の執行状況により評価する。 C 災害に強い交通安全施設等の整備状況、交通規制計画等に基づいた訓練の推進状況により評価する。																																													
3 評価結果(2の項目に対応して「A」に対する結果を「a」と記載。「B」以下も同じ。)																																													
a 高齢者の被害・加害事故防止対策として高齢者訪問活動や参加・体験・実践型の交通安全教育、複数回事故当事者への個別指導などを実施した。自転車その他の小型モビリティ対策として広報啓発、指導取締りを実施、高速道路等における交通事故防止対策として赤色灯点灯によるレッド走行など警戒活動を実施したほか、交通事故分析に基づき、事故多発路線・時間帯における交通指導取締りを強化するなど、総合的な交通事故抑止対策を推進したが、交通事故死者数は前年から2人増加となる17人となり、抑止目標である「16人以下」の達成には至らなかった。																																													
 <table border="1"> <caption>人身交通事故発生件数等の推移</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>発生件数</th> <th>負傷者数</th> <th>死者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>987</td><td>1243</td><td>17</td></tr> <tr><td>H29</td><td>965</td><td>1162</td><td>26</td></tr> <tr><td>H30</td><td>869</td><td>1029</td><td>20</td></tr> <tr><td>R1</td><td>805</td><td>957</td><td>31</td></tr> <tr><td>R2</td><td>628</td><td>749</td><td>17</td></tr> <tr><td>R3</td><td>618</td><td>694</td><td>19</td></tr> <tr><td>R4</td><td>598</td><td>691</td><td>14</td></tr> <tr><td>R5</td><td>656</td><td>762</td><td>14</td></tr> <tr><td>R6</td><td>622</td><td>702</td><td>15</td></tr> <tr><td>R7</td><td>548</td><td>621</td><td>17</td></tr> </tbody> </table>		期間	発生件数	負傷者数	死者数	H28	987	1243	17	H29	965	1162	26	H30	869	1029	20	R1	805	957	31	R2	628	749	17	R3	618	694	19	R4	598	691	14	R5	656	762	14	R6	622	702	15	R7	548	621	17
期間	発生件数	負傷者数	死者数																																										
H28	987	1243	17																																										
H29	965	1162	26																																										
H30	869	1029	20																																										
R1	805	957	31																																										
R2	628	749	17																																										
R3	618	694	19																																										
R4	598	691	14																																										
R5	656	762	14																																										
R6	622	702	15																																										
R7	548	621	17																																										
a 季節対策として、四半期ごとに過去10年間(平成27年～令和6年)の交通死亡事故の分析結果に基づき発生傾向を踏まえた交通死亡事故抑止対策を推進した。また、過去10年間の交通事故分析結果に基づき、子どもの歩行中、自転車乗用中、夏期、高齢者関係及び飲酒運転が関係する交通事故について、情報発信した。 a 自転車の酒気帯び運転の罰則化等を含めた改正道路交通法施行に伴い、自転車の酒気帯び運転等の指導取締り及び飲酒運転根絶の広報啓発活動を行った。 a 自転車利用者に重点を置いた対策として、ヘルメット着用啓発、来年度施行予定の交通違反に対する青切符導入にかかる動画を制作公開し、周知した。 a 高齢運転者に重点を置いた対策として、各免許センターに看護師等の資格を有する安全運転相談員を配置し、相談内容に応じて医療機関への受診や運転免許証の自主返納を勧めるなど、きめ細かな高齢運転者等の交通事故防止施策を推進した。 b 令和7年中における飲酒運転による運転免許取消者数は104人で、全取消者数の50.0%を占めた。また、悪質違反を助長する重大違反唆しについては、無免許運転唆し5人、飲酒運転唆し2人を取消処分とした。 c 大規模災害等に備え、災害発生時における住民の避難路、緊急交通路等を確保するため、停電時等において自動的に電気を供給することができる信号機電源付加装置の整備を推進するとともに、関係機関と連携した各種訓練等を通じて、対応力の維持向上を図った。 c 安全で快適な交通環境の整備として、交通安全施設の維持管理等を推進した。																																													
4 今後の課題																																													
交通事故死者に占める高齢者の割合が依然として高く(17人中11人・64.7%)、高齢者死者11人のうち自動車運転中が4人(23.5%)、歩行中が4人(23.5%)であった。また、高齢者が第1当事者となる交通事故の割合(52.9%)も高いことから、引き続き高齢者に対する被害・加害両面からの対策を推進する必要がある。																																													
 <table border="1"> <caption>死者に占める高齢者の割合</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>死者数(全体)</th> <th>死者数(高齢者)</th> <th>高齢者が占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>17</td><td>11</td><td>64.7%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>26</td><td>17</td><td>65.4%</td></tr> <tr><td>H30</td><td>20</td><td>8</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>R1</td><td>31</td><td>20</td><td>64.5%</td></tr> <tr><td>R2</td><td>17</td><td>8</td><td>47.1%</td></tr> <tr><td>R3</td><td>19</td><td>11</td><td>57.9%</td></tr> <tr><td>R4</td><td>14</td><td>6</td><td>42.9%</td></tr> <tr><td>R5</td><td>14</td><td>9</td><td>64.3%</td></tr> <tr><td>R6</td><td>15</td><td>12</td><td>80.0%</td></tr> <tr><td>R7</td><td>17</td><td>11</td><td>64.7%</td></tr> </tbody> </table>		期間	死者数(全体)	死者数(高齢者)	高齢者が占める割合	H28	17	11	64.7%	H29	26	17	65.4%	H30	20	8	40.0%	R1	31	20	64.5%	R2	17	8	47.1%	R3	19	11	57.9%	R4	14	6	42.9%	R5	14	9	64.3%	R6	15	12	80.0%	R7	17	11	64.7%
期間	死者数(全体)	死者数(高齢者)	高齢者が占める割合																																										
H28	17	11	64.7%																																										
H29	26	17	65.4%																																										
H30	20	8	40.0%																																										
R1	31	20	64.5%																																										
R2	17	8	47.1%																																										
R3	19	11	57.9%																																										
R4	14	6	42.9%																																										
R5	14	9	64.3%																																										
R6	15	12	80.0%																																										
R7	17	11	64.7%																																										

令和7年政策評価報告書

1 重点目標（担当部署）
テロの未然防止と緊急事態対策の推進（警備部）
2 推進項目に対する評価方法
A テロ等違法行為の脅威が継続している現状を踏まえ、水際対策の推進状況、爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策の推進状況、アウトリーチ活動等技術情報等の流出防止に向けた取組の進捗状況、ローン・オフェンダー等に対する対策の推進状況等により評価する。 B 大規模自然災害・事故等の緊急事態に備え、災害警備計画等各種基本計画の策定及び見直し、図上・実戦的実動訓練の反復実施、装備資機材の整備、関係機関との連携強化等の推進状況等により評価する。 C テロリストが利用する可能性のある施設や事業者等に対するロールプレイング型訓練や重要インフラ事業者等関係機関と連携したサイバー攻撃対策の推進状況及び各種部隊の事案対処能力向上に資する取組の推進状況により評価する。 D 新たな警護要則に基づく措置を確実に実施して警護の万全を期すとともに、実戦的かつ高度な訓練による警護員の能力向上を図る取組や有用な装備資機材の充実を図る取組の推進状況により評価する。
3 評価結果（2の項目に対応して「A」に対する結果を「a」と記載。「B」以下も同じ。）
a 違法行為の「前兆」を幅広くかつ確実に把握することで部門横断的なローン・オフェンダー等対策を講じるため、警察署に司令塔機能を担う体制を整備し、適切な諸対策を推進した。 a 関係機関と合同訓練を実施するなど、国際テロの未然防止等に向けた水際対策を推進した。 a 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策を継続的に実施するなど、テロの未然防止対策を推進した。 b いかなる大規模災害にも的確に対処できるよう、災害に係る危機管理体制の構築を継続的に推進するとともに、職員の安否確認・招集システムの管理・運用、図上・実戦の各種訓練、原子力災害対策に係る関係機関との情報共有・職員研修、資機材整備等の対策を実施したほか、大規模災害により、警察施設が機能を喪失した場合に備えた機能移転訓練を実施するなど、緊急事態に迅速かつ的確に対処するための総合的な諸対策を推進した。 c インターネットカフェ事業者、レンタカー事業者等に対して、継続的に訪問活動を行い、利用者の本人確認や使用目的の確認の徹底、不審者に関する確実な通報を要請したほか、ロールプレイング型訓練を実施するなど、テロの未然防止対策を推進した。 c NBC、爆発物、銃器などを使用したテロを想定した訓練や国際テロリストの入国情事案を想定した海上保安庁等関係機関合同による「共同対処訓練」を実施するなど、関係機関との連携の強化及び対処能力の向上を図った。 d 高度化・多様化するサイバー攻撃に対処するため、「鳥取県サイバーテロ対策協議会」会員等を対象としたセミナーの開催、重要インフラ事業者等に対する情報提供を行うなど、官民一体となったサイバー攻撃対策を推進した。 d 警護の実施に当たっては、警護幹部等による実地踏査を実施した上で、危険度評価を確実に行うとともに、全ての警護従事員に対して、事前の入念な指導・教養と実地踏査を徹底して、警護対象者等の身辺の安全確保に万全を期した。
4 今後の課題
近年、安倍元総理銃撃事件を始めとするローン・オフェンダーによる重大事件の発生に加え、社会一般に対する恨み・不安等を背景に不特定多数の者に対して危害を加える事件が繰り返し発生していることから、引き続き、ローン・オフェンダー等対策に万全を期す必要がある。 我が国に対するテロの脅威は継続しており、引き続き、国際テロ情報の収集と分析及び国際海空港を中心とした水際対策の推進並びに爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者及び化学物質を保有する学校等に対する指導等の管理者対策を行う必要がある。 実効ある実戦的な研修・訓練の反復実施等による職員個々の災害対処能力の向上、より高度な資機材・システムの導入、災害警備計画等の不断の検証、見直しを図るなど、災害に係る危機管理体制の点検及び構築を継続的に推進する必要がある。 近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発しており、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威は、国の治安、安全保障及び危機管理に影響を及ぼしかねない問題となっていることから、引き続き、官民が連携したサイバー攻撃対策を推進する必要がある。 警護の実施に際しては、主催者等との緊密な連携の下、警護措置の強化を徹底するなど、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進し、万全の警護を実施する必要がある。

令和7年政策評価報告書

1 重点目標(担当部署)		
警察活動基盤の充実強化(警務部)		
2 推進項目に対する評価方法		
A 各種採用活動の推進状況及び採用活動と一体化した各種研修・訓練の実施状況並びに事態対処能力の向上に向けた各種研修・訓練の実施状況並びに施策事業に係る予算確保の進捗状況により評価する。 B 各種広報媒体の効果的な活用及び積極的かつタイムリーな各種広報活動の推進状況、関係機関との連携を踏まえた犯罪被害者等に対する支援状況により評価する。 C 「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」(以下「推進計画」という。)を踏まえた各種取組の推進状況により評価する。		
3 評価結果(2の項目に対応して「A」に対する結果を「a」と記載。「B」以下も同じ。)		
a 警察職員採用試験受験者数が減少傾向にある状況を踏まえ、Instagram(インスタグラム)や県警察ホームページ等の各種広報媒体を活用した幅広い広報活動を推進し、鳥取県警察の魅力発信に努めた。また、オープンカンパニーや職業体験等体験型採用イベントの開催、リクルーターの効果的な運用など、次世代を担う優秀な人材の確保に向け、組織一丸となって採用募集活動を推進した。	 Instagramへの投稿	 オープンカンパニー
a 各警察署等において、定期的に実戦的総合訓練を実施した。また、関係部門と連携し、訓練想定の策定や訓練時の巡回指導等を行ったほか、指導者の実務能力及び指導技法向上のため、各警察署の指導者を対象とした研修を行うなど、訓練内容の充実化を図り、効果的な訓練実施に向けた取組を推進するとともに、若手警察官を中心に、技能指導官等から技能知識を学ぶ機会を設けるなど、実務能力向上に向けた教養を実施した。さらに、受傷事故防止のため、柔道、剣道、逮捕術及び拳銃操法訓練を実施するとともに、総合対処法訓練を実施するなど、事態対処能力の向上に向けた術科訓練を継続実施した。		
a 道路交通法施行規則の一部改正による、大型免許等へのAT免許制度導入や中型第二種免許の試験車両等の段階的な見直しに伴い、大型免許等のAT限定免許試験実施に対応するため、運転免許試験場にAT試験車両を整備するための予算を確保した。		
a 警察航空機の安全な運航を継続するため、新たな操縦士1名を養成するための予算を確保した。		
b テレビ、新聞等の各種メディア、県警察ホームページ、X(旧ツイッター)等のSNSを活用した県警察の取組等に関する広報活動に加え、新たにInstagramを活用するなど、積極的かつタイムリーな広報活動を推進した。		
b 令和6年4月に県に設置された犯罪被害者支援の専門組織である「鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター」に職員2名を継続して派遣し、県、警察、民間支援団体が一体となったワンストップの支援体制を構築した。また、令和7年4月、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識を有する公認心理師の資格を持った「心理カウンセラー」を新たに採用し、カウンセリング体制を確保するとともに、警察本部内に「被害者支援官」の職を新設し、被害者支援施策の司令塔機能を担わせるなど、犯罪被害者等支援体制の強化を図った。		
c 令和7年3月に策定した新推進計画においては、旧推進計画の分析結果を踏まえ、各目標数値を上方修正した中、年次有給休暇の平均取得日数、配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率など、目標数値に届かなかった項目があったものの、一定の取得水準を維持した。		
なお、男性職員の育児休業取得率(2週間以上の取得率85%)については、幹部、職員それぞれの立場で制度等への理解が確実に定着化しており、令和7年12月末時点の取得率は84.0%「暫定値」(平均取得日数:32.2日)と高水準を維持しているとともに、取得日数期間も長期化が進んでいる。今後も職員とその家族の意向を最優先としつつ、取得率の維持向上に資する取組、特別休暇と合わせた取得方法などの周知に努めていく。		
4 今後の課題		
今後も厳しい採用情勢が続くことが見込まれるため、積極的な採用募集活動を継続し、次年度以降における受験者数の増加に結びつけることができるよう、あらゆる機会を活用しながら、採用募集活動のより一層の強化を図る必要がある。	 鳥取県警察官受験者数の推移 ■受験者数 196 185 136 110 165	
厳しい県の財政状況の中で予算を確保するためには、県民にとって真正に必要な施策を取捨選択し、内容を見直した上で、皆が納得できる事業制度立てを企画していく必要がある。		
各種支援に関する取組を推進するとともに、引き続き関係機関・団体と連携・協力しながら犯罪被害者等に寄り添った経済的支援・精神的支援等、総合的な支援の充実を図る必要がある。		
引き続き、目標数値を意識しつつ、年次有給休暇の取得向上に資する取組、幹部職員による適切な業務管理等、仕事と私生活の両立支援の更なる実現、採用活動の視点も含めた魅力ある組織構築に資する実効ある施策を推進していく。		